

倫理規程 別紙

休眠預金等に係る資金の活用について、次の通り定める。

利益相反等の禁止及び利益相反を防ぐ措置

- (1) この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に利益相反に該当する事項について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。
- (2) 助成事業等の実施にあたっては、理事、監事、社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えてはならない。
- (3) 助成事業等の選定にあたっては、外部委員による選定委員会等を設け、助成金を拠出する活動団体との間の利益相反等を防止しなければならない。